

(介 66) (FAX 送信 A4・3 枚)

平成 23 年 10 月 4 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

東日本大震災に係る緊急時避難準備区域の解除に伴う取扱いについて

今般の東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の特例措置に関しましては、本年 5 月 18 日付 (介 24) 「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用等について」等にてこれまでもお知らせしているところであります。

本件につきましては、本年 9 月 30 日付けで緊急時避難準備区域の設定が解除されておりますが、今般、緊急時避難準備区域の設定の解除後も、被災地の状況等を踏まえ、当分の間、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者とみなして、保険料または利用者負担等の減免措置を継続しても差し支えないこと、併せて減免措置に対する国からの財政支援も同様に継続する旨、厚生労働省より事務連絡が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東日本大震災に係る緊急時避難準備区域の解除に伴う取扱いについて
(平 23. 9. 30 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年9月30日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に係る緊急時避難準備区域の解除に伴う取扱いについて

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者については、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け老介発0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」（平成23年6月30日付け老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、保険料又は利用者負担等の減免を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、平成23年9月30日付けで緊急時避難準備区域の設定が解除されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用下さい。

記

緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者については、今般の平成23年9月30日付けの緊急時避難準備区域の設定の解除後も、被災地の状況等を踏まえ、当分の間、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者とみなして、保険料又は利用者負担等の減免措置を継続しても差し支えないこと。また、これらの減免措置に対する国からの財政支援も同様に継続することとする。

なお、当該取扱いを終了する際は、改めて連絡する。

平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わりました。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要です。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要です。

3. 免除となるのは、平成24年2月29日までです(介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、追ってお知らせする日までの間)。

※なお、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った免除対象者の方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている方。

※平成23年9月30日付けの緊急時避難準備区域の設定の解除後も、緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている方とみなして減免措置を行います(減免措置を終了する際は、改めてお知らせいたします。)

- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
宮城県	石巻市、南三陸町	平成23年10月1日
福島県	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。